

議案第102号

飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例について

飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月6日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

朝開町農産物直売施設の廃止に伴う改正

飛驒市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例

飛驒市地域産業振興施設条例（平成17年飛驒市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表中朝開町農産物直売施設の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飛騨市地域産業振興施設条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行				改正案			
本則・附則 略 別表 (第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係)				本則・附則 略 別表 (第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係)			
名称	位置	休館日及び開館時間	使用料	名称	位置	休館日及び開館時間	使用料
飛騨市農林水産物直売・食材供給施設の項～飛騨市奥飛騨山之村牧場の項 略				飛騨市農林水産物直売・食材供給施設の項～飛騨市奥飛騨山之村牧場の項 略			
古川町農産物直売施設	飛騨市古川町 壱之町10番1号	略	略	古川町農産物直売施設	飛騨市古川町 壱之町10番1号	略	略
朝開町農産物直売施設	飛騨市古川町 朝開町1315番地	<u>休館日</u> 休館日 無休 <u>開館時間</u> 午前8時から午後4時まで	無料	_____	_____	_____	_____
神岡町農産物直売施設	飛騨市神岡町 夕陽ヶ丘6番地	略	略	神岡町農産物直売施設	飛騨市神岡町 夕陽ヶ丘6番地	略	略
以下 略				以下 略			

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例について
担当部	農林部
提案理由	朝開町農産物直売施設の廃止に伴う改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	<p>朝開町農産物直売施設の老朽化による新たな上町農産物直売施設の整備に伴い、利用目的が終了となる朝開町農産物直売施設を行政財産から普通財産へ移行するため当該条例から廃止とするもの。</p> <p>なお、以降は管財課に管轄を移し今後の取扱いについて検討する。</p>
市民への影響等	特になし
施行日	公布の日
備考	<p>(施設箇所位置図) 飛騨市古川町朝開町1315番地</p> 